

—性別・世代・時代を超えて—

アンジュールはフランス語で「ある日」という意味。一人ひとりの「ある日」を紡いでいきたいという願いを込めた情報紙です。

Un Jour

「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う

性別を超え
世代を超え
時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成8年10月22日 青森市

青森市は、平成8年10月、全国で8番目に『男女共同参画都市』青森宣言を行い、まちづくりの基本視点の一つと位置づけ、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現に向けて、着実に取組を進めてきました。

『私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う・・・』から始まる本宣言が20年を迎えた今、改めて男女共同参画について考える機会としたいものです。

特集

「青森市男女共同参画プラン2020」

平成28年2月、本市では「青森市男女共同参画プラン2020～あなたと私 ともに創る 元気都市あおもり～」を策定しました。プランの理念は「男女共同参画都市」青森宣言。男女共同参画社会の実現に向け、プランでは5つの基本方向を掲げており、本号では、この5つの柱についてわかりやすくご紹介します。

2017.2.16 No.49

青森市の男女共同参画拠点施設

*** 青森市男女共同参画プラザ「カダール」***
(青森市新町1-3-7 アウガ5・6F)
【開館時間】9:00~22:00
【休館日】毎月第2水曜日
【電話】017(776)8800
【FAX】017(776)8828

*** 青森市働く女性の家「アコール」***
(青森市勝田1-1-2)
【開館時間】9:00~22:00
【休館日】毎月第2日曜日
【電話/FAX】017(723)1700

ニュースの



『配偶者控除』

● 配偶者控除が変わるようですが、どのようになるのでしょうか？

現在の配偶者控除は、配偶者の給与年収の要件を103万円としています。この年収制限が、就労調整の原因の一つになっているので、パートタイム労働者の社会進出を促すため、配偶者控除のあり方が検討されていました。平成29年の税制改正で、この給与年収の要件を150万円に引き上げ、高所得の世帯主を対象から外す年収制限が設けられました。この改正は、所得税は平成30年から、住民税は平成31年度分から適用されます。

● 世帯主の年収制限はどのように適用されますか？

給与年収が1,120万円を超えると控除額を段階的に減らし、1,220万円を対象外となります。



税理士
三上 広美さん

● この改正で女性の社会進出は進むのでしょうか？

配偶者控除が女性の社会進出を阻害しているとの批判もあり、配偶者控除の改正となったのですが、まだ課題はあると思います。給与年収の制限が就労調整の一因だとすれば、年収130万円以上になると社会保険の被扶養者から外れてしまうという130万円の壁もあります。また、保育所の充実、親の介護、家庭での役割分担の見直しも必要だと思います。課題は沢山ありますが、労働人口の減少解決のためには、女性の活用は企業にとっても必要なことなので進んでいくと思います。

<プロフィール>

茨城県生まれ。大学卒業後、東京で就職、出産の度に退職・就職を繰り返し、昭和61年より青森市に引越し、三上公認会計士・税理士事務所副所長となる。その間、税理士試験に挑戦し、平成9年税理士登録。全国女性税理士連盟情報化特別委員長を務めている。

家族との時間を「一番！」

株式会社 クロックアップ
ジェネラルマネージャー 対馬 健さん

青森市の昭和通りにある PENT HOUSE ベントハウス。

ここでジェネラルマネージャーを務めるのが、対馬健さん。ランチから深夜の時間帯までの営業で幅広い年齢層に人気のカフェ、ダイニングバー。広い店内は床に絨毯の敷かれたテーブルもあり、お昼は赤ちゃん連れでもゆっくり食事ができるようになってきました。

わたしイクメンなんです」という対馬さんは、妻智子さんとは8歳と6歳の女の子の良きパパ。仕事が終わるのは深夜になるそうですが、どんなに遅く帰っても朝ご飯は必ずみんなで一緒に食べる、家事は夫婦で得意な事をそれぞれ分担するのがルール。

自分が選んだ人と自分のもともと生まれてきてくれた子ども達ですから。」と、仕事以外は家族との時間を一番に考えているそうです。

ギュッと中身の濃い時間を家族と共に過ごしているという、温かい笑顔が印象的な対馬さん。

対馬さんは、自分で意識はしていないものの固定的な性別役割分担意識を解消し、また、家庭の中の、子どもの頃からの男女共同参画を意識したライフスタイルが、地域や職場などで、良い影響を及ぼしていることから、今回の輝きびとにご登場いただきました。

●青森市配偶者暴力相談支援センター●

支援を必要とするDV被害相談者からの電話相談及び電話予約による面接相談を行っています。
あなたの大切な人が困っている時には、こちらの専用ダイヤルをご紹介します。ひとりで悩まず、まずはお電話を。

【時間】8:30~17:00(土日祝日・年末年始を除く)
【電話】017(734)5318



性的マイノリティにいろいろ電話相談

受付時間：毎週火曜日 午前9時~午後9時
専用ダイヤル：017-776-8803

パートナーとの関係、家族や友人との関係、職場や学校のことなど、性的マイノリティに関する問題全般について、お気軽にご相談ください。当事者の方だけでなく、ご家族、ご友人等からのご相談にも応じます。秘密は厳守します。

<発行>

青森市市民生活部人権男女共同参画課

〒030-8555 青森市中央1-22-5
☎ 017(734)2296 FAX 017(734)5765

<企画編集員>

山口睦子・田中真紀(NPO法人あおもり男女共同参画をすすめる会)、
堀内美穂(NPO法人ウィメンズネット青森)、
千代谷直美(企画集団ブティジュール)

●カダール託児室●

青森市男女共同参画プラザ「カダール」での催事や青森市民図書館の利用のほか、中心市街地での買い物や通院などの時にも安心して利用できる施設です。

【託児時間】9:00~21:30
(毎月第2水曜日を除く)
【対象】1歳6か月~就学前
【料金】1時間600円(最長3時間)
【お問合せ】☎017(776)8800
※前日までに要予約

●女性の悩み相談 カダール相談室●

自分自身の生き方や家族のことでの相談、配偶者やパートナーからの暴力の悩みなど、ひとりで悩まず、ご相談ください。女性に限らず、男性もご利用ください。

【相談受付時間】9:00~21:00
(休館日を除く)
【電話】017(776)8858
※あらかじめ相談日時を確認してください。

※転載希望の方はご連絡ください。

